明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○在勤基本手当の月額の調整に関する規則を廃止する省令（外務一）　一
○住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（同二）　一
○子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（同三）　二
○野菜生産出荷安定法施行規則及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産五）　四
〔告　示〕
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁一二）　七
○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（厚生労働三七）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（同三八）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（同三九）
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産二八二）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一二四、一二五）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○外務省令第一号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）第二条の施行に伴い、在勤基本手当の月額の調整に関する規則を廃止する省令を次のように定める。

令和七年二月二十六日

外務大臣　岩屋　毅

在勤基本手当の月額の調整に関する規則を廃止する省令

在勤基本手当の月額の調整に関する規則（令和三年外務省令第五号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（行政職俸給表㈠の八級以上の在外職員に係る調整）

第二条　職務の級（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠に定める職務の級をいう。以下同じ。）が八級以上の在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）であって、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている配偶者を伴うものに支給する在勤基本手当の月額については、令和八年三月三十一日までの間、当該在外職員に適用される在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号。以下「政令」という。）の別表第一に定める額から二千五百円を減じた額を指定換算率（在勤基本手当の支給に関する規則（令和六年外務省令第五号）第一条に規定する換算率をいう。以下同じ。）により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員に係る当該月額については、政令の別表第一に定める額から二千五百円を減じた額）とする。

2　前項に規定する在外職員が在外公館の長の事務の代理をする場合（当該代理期間が六十日未満のときを除く。以下同じ。）の前項の適用については、同項中「二千五百円」とあるのは「二千二百七十二円」とする。

（配偶者手当の支給期間が一月に満たない場合の調整）

第三条　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第四条第二項に規定する在勤手当の計算期間において、前条に規定する在外職員に係る配偶者手当の支給期間が一月に満たない場合は、前条の政令の別表第一に定める額から減じる額は、当該計算期間における当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の現日数を基礎として日割により計算した額とする。

○外務省令第二号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十六日

外務大臣　岩屋　毅

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

住居手当の支給に関する規則（昭和四十四年外務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（住居手当の計算方法）	（住居手当の計算方法）
第九条　在外職員が赴任又は転勤のため新在勤地に到着した場合において、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第十三条に規定する着後滞在費の支給を受ける場合の住居手当は、着	**第九条**　在外職員が赴任又は転勤のため新在勤地に到着した場合において、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第三十七条に規定する日当定額の十日分及び宿泊料定額の十夜分に相当

後滞在費に含まれる宿泊費に対応する夜数（在外職員が在勤地に到着した日の夜数を除く）を控除した日数をもつて計算する。

２　［略］

備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○外務省令第三号

子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十六日

外務大臣　岩屋　毅

子女教育手当の支給に関する規則（昭和四十八年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（年少子女に関する届出） **第一条**　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第十五条第一項の規定により、在外職員の年少子女が次の各号の一に該当する場合には、当該年少子女の氏名、生年月日その他必要な事項を速やかに当該在外職員の属する在外公館の長を経由して外務大臣に届け出なければならない。 一～三　［略］ （加算支給に関する届出） **第一条の二**　法第十五条第二項から第五項までの規定により、在外公館に勤務する在外職員の年少子女が学校教育を受ける場合には、当該年少子女の就学状況その他必要な事項を、授業料等の領収書その他の証拠書類の写しを添えて、当該在外職員の属する在外公館の長を経由して外務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更が生じた場合及び法第十五条の二第三項の規定により子女教育手当を一括して支給されることとなる場合も、同様とする。	（年少子女に関する届出） **第一条**　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第十五条の二第一項の規定により、在外職員の年少子女が次の各号の一に該当する場合には、当該年少子女の氏名、生年月日その他必要な事項を速やかに当該在外職員の属する在外公館の長を経由して外務大臣に届け出なければならない。 一～三　［略］ （加算支給に関する届出） **第一条の二**　法第十五条の二第二項から第五項までの規定により、在外公館に勤務する在外職員の年少子女が学校教育を受ける場合には、当該年少子女の就学状況その他必要な事項を、授業料等の領収書その他の証拠書類の写しを添えて、当該在外職員の属する在外公館の長を経由して外務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更が生じた場合及び法第十五条の三第三項の規定により子女教育手当を一括して支給されることとなる場合も、同様とする。

（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設）

第二条の三　法第十五条第四項に規定する外務大臣が指定する施設とは、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設のうち、日本人学校及び私立在外教育施設とする。

（在勤地以外の地における子女教育）

第三条　法第十五条の二第二項の規定により外務大臣は、次に掲げる場合において、在外職員の年少子女を当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けさせることにつき相当の事情があると認めるときは、当該在外職員に子女教育手当を支給することができる。

一・二　［略］

（在勤地外子女教育手当の支給期間）

第五条　法第十五条の二第一項の規定は、同条第二項の規定により外務大臣の認定を受けた年少子女に係る子女教育手当の支給期間について準用する。この場合において年少子女が当該在外職員の在勤地を経由しないで当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地に赴き又はその地から帰国する場合にあつては、同条第一項の規定中「在勤地」とあるのは「在勤地及び本邦以外の地」と読み替えるものとする。

（子女教育手当の支給期間の特例）

第六条　外務大臣は、次に掲げる場合において、子女教育手当を支給することが適当であると認めるときは、法第十五条の二第一項ただし書の規定にかかわらず、子女教育手当を支給することができる。

一～五　［略］

（在勤地外子女教育手当の支給期間の特例）

第七条　前条の規定は、法第十五条の二第二項の規定により外務大臣の認定を受けた年少子女に係る子女教育手当の支給期間について準用する。この場合において、前条第一号の規定中「旧在勤地」とあるのは「旧在勤地及び本邦以外の地」と読み替えるものとする。

（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設）

第二条の三　法第十五条の二第四項に規定する外務大臣が指定する施設とは、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設のうち、日本人学校及び私立在外教育施設とする。

（在勤地以外の地における子女教育）

第三条　法第十五条の二第二項の規定により外務大臣は、次に掲げる場合において、在外職員の年少子女を当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けさせることにつき相当の事情があると認めるときは、当該在外職員に子女教育手当を支給することができる。

一・二　［略］

（在勤地外子女教育手当の支給期間）

第五条　法第十五条の三第一項の規定は、同条第二項の規定により外務大臣の認定を受けた年少子女に係る子女教育手当の支給期間について準用する。この場合において年少子女が当該在外職員の在勤地を経由しないで当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地に赴き又はその地から帰国する場合にあつては、同条第一項の規定中「在勤地」とあるのは「在勤地及び本邦以外の地」と読み替えるものとする。

（子女教育手当の支給期間の特例）

第六条　外務大臣は、次に掲げる場合において、子女教育手当を支給することが適当であると認めるときは、法第十五条の三第一項ただし書の規定にかかわらず、子女教育手当を支給することができる。

一～五　［略］

（在勤地外子女教育手当の支給期間の特例）

第七条　前条の規定は、法第十五条の三第二項の規定により外務大臣の認定を受けた年少子女に係る子女教育手当の支給期間について準用する。この場合において、前条第一号の規定中「旧在勤地」とあるのは「旧在勤地及び本邦以外の地」と読み替えるものとする。

第八条の三　法第十五条の二第三項に規定する外務省令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

一・二　〔略〕

2　法第十五条の二第三項に規定する外務省令で定める期間は、一年を限度とする。

（必要経費の費目及び算定）

第九条　法第十五条第二項第一号イに規定する費目に係る経費は、入学料、授業料その他年少子女が外国の学校等で学校教育を受けるための対価として納付が義務づけられている経費、同項に規定する小学校又は中学校に相当するものとして外務大臣が認める教育施設（以下この項において「小学校等教育施設」という。）における教科書、外務大臣が指定した学校における英語教育に係る補習授業（以下「ＥＳＬ等」という。）及び外務大臣が指定した学校におけるスクールバス利用の対価として納付する経費とし、小学校等教育施設以外の教育施設における教科書、教材、衣食住及び通学のための輸送手段利用（外務大臣が指定した学校におけるスクールバスの利用を除く。）の対価として納付する経費並びに課外活動（ＥＳＬ等を除く。）、父兄会の費用等学校教育を受けるための附随的経費を含まないものとする。

2　前項に定める経費につき法第十五条第二項第一号イ及び同条第三項第一号に規定する標準的であると認定する額又は同条第二項第一号ロ及び同条第五項に規定する必要経費の額を算定するときは、次の各号に定めるところによる。ただし、法第十五条の二第三項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでなく、また、第二号に定める入学料等入学時に一括して支払う経費（以下この項において「入学料等」という。）については、法第十五条第二項第一号ロ及び同条第五項

第八条の三　法第十五条の三第三項に規定する外務省令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

一・二　〔略〕

2　法第十五条の三第三項に規定する外務省令で定める期間は、一年を限度とする。

（必要経費の費目及び算定）

第九条　法第十五条の二第二項第一号イに規定する費目に係る経費は、入学料、授業料その他年少子女が外国の学校等で学校教育を受けるための対価として納付が義務づけられている経費、同項に規定する小学校又は中学校に相当するものとして外務大臣が認める教育施設（以下この項において「小学校等教育施設」という。）における教科書、外務大臣が指定した学校における英語教育に係る補習授業（以下「ＥＳＬ等」という。）及び外務大臣が指定した学校におけるスクールバス利用の対価として納付する経費とし、小学校等教育施設以外の教育施設における教科書、教材、衣食住及び通学のための輸送手段利用（外務大臣が指定した学校におけるスクールバスの利用を除く。）の対価として納付する経費並びに課外活動（ＥＳＬ等を除く。）、父兄会の費用等学校教育を受けるための附随的経費を含まないものとする。

2　前項に定める経費につき法第十五条の二第二項第一号イ及び同条第三項第一号に規定する標準的であると認定する額又は同条第二項第一号ロ及び同条第五項に規定する必要経費の額を算定するときは、次の各号に定めるところによる。ただし、法第十五条の三第三項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでなく、また、第二号に定める入学料等入学時に一括して支払う経費（以下この項において「入学料等」という。）については、法第十五条の二第二項第一号ロ及び同

の規定が適用される子女教育手当の支給を受ける在外職員が納付した入学料等の額を超えて必要経費に算入することはできない。

一・二　〔略〕

（手当の月額の換算率）

第十一条　法第十五条各項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。

附　則

1　〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

2・3　〔略〕

備考　表中の〔　〕の記載及び全体に付した傍線は注記である。

条第五項の規定が適用される子女教育手当の支給を受ける在外職員が納付した入学料等の額を超えて必要経費に算入することはできない。

一・二　〔略〕

（手当の月額の換算率）

第十一条　法第十五条の二各項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。

附　則

1　〔略〕

2　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律第六条第五項、第十五条の二及び第十五条の三の改正規定施行の日（以下「法律施行の日」という。）に帰国中の年少子女については、当該年少子女が在外職員の在勤地又は在勤地及び本邦以外の地を出発した日からその地に帰着する日までの期間が六十日以内である場合は、当該年少子女を有する在外職員に対し、昭和四十八年七月一日から子女教育手当を支給する。

3　法律施行の日に在外職員の在勤地又は在勤地及び本邦以外の地にある年少子女が帰国する場合で、当該年少子女が在外職員の在勤地又は在勤地及び本邦以外の地に到着した日から帰国のためその地を出発する日までの期間が六十日をこえる場合は、当該年少子女を有する在外職員に対し、昭和四十八年七月一日から当該年少子女がその地を出発する日の前日まで、子女教育手当を支給する。

4・5　〔略〕

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○農林水産省令第五号

野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百五十五号）の施行に伴い、並びに野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第十七条及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第五条第十項（同法第六条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、野菜生産出荷安定法施行規則及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十六日

農林水産大臣　江藤　拓

野菜生産出荷安定法施行規則及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（野菜生産出荷安定法施行規則の一部改正）

第一条　野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（野菜指定産地の指定の基準） **第一条**　野菜生産出荷安定法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の農林水産省令で定める面積は、次の表の上欄に掲げる法第二条の指定野菜（以下「指定野菜」という。）の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	（野菜指定産地の指定の基準） **第一条**　野菜生産出荷安定法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の農林水産省令で定める面積は、次の表の上欄に掲げる法第二条の指定野菜（以下「指定野菜」という。）の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

指定野菜の種類	面積
キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ブロッコリー、ほうれんそう及びレタス	二十ヘクタール
（略）	（略）

指定野菜の種類	面積
キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう及びレタス	二十ヘクタール
（略）	（略）

2　（略）

第二条　（略）

2　区域内指定野菜の作付面積が次の表の上欄に掲げる指定野菜の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる面積以上である場合における前項第一号の規定の適用については、同号中「三分の二」とあるのは、「二分の一」とする。

指定野菜の種類	面積
キャベツ、だいこん、たまねぎ、にんじん、はくさい、ばれいしょ、ブロッコリー及びレタス	五十ヘクタール
（略）	（略）

指定野菜の種類	面積
キャベツ、だいこん、たまねぎ、にんじん、はくさい、ばれいしょ及びレタス	五十ヘクタール
（略）	（略）

（指定野菜に準ずる野菜）

第八条　法第十四条の農林水産省令で定める野菜（以下「特定野菜」という。）は、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゆんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ（乾燥したものを除く。）、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、みずな、みつば、メロン（温室メロンを除く。）、やまのいも、れんこんその他特にその供給の安定を図る必要がある野菜として農林水産大臣が定めるものとする。

（権限の委任）

第十条　法第八条第六項、第九条第一項及び第十六条の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。）に委任する。ただし、同条の規定による権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成二十三年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（指定野菜を生産する農業者の作付面積の合計面積） **第九条**　法第五条第十項（法第六条第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める面積は、野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）第六条に規定する面積に当該産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者の数を乗じた面積とする。 （削る）	（指定野菜を生産する農業者の作付面積の合計面積） **第九条**　法第五条第十項（法第六条第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める面積は、次の表の上欄に掲げる指定野菜の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

指定野菜の種類	面積
キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう及びレタス	十五ヘクタール
きゅうり、トマト、なす及びピーマン	五ヘクタール

別記様式第１号別表２－４を次のように改める。

（別表２－４）

野菜生産出荷安定法の特例措置

（注）野菜生産出荷安定法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

農業者又は農業者の組織する団体	農業経営体数	作付面積（ha）	指定野菜の種別	契約に係る供給の期間
合　計				

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

（１）産地連携野菜供給契約の契約書の写し

なお、契約書には、以下の全ての事項が定められていること。

①　契約の対象となる指定野菜の種別

②　農業者又は農業者の組織する団体ごとの①の指定野菜の供給の期間

③　実需者に供給しようとする指定野菜の数量及び価格に関する事項

④　③の指定野菜の数量に不足が生じた場合におけるこれと同一の種別に属する指定野菜の供給に関する事項

⑤　その他必要な事項

（２）産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者の作付面積の合計が、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則第９条に定める面積に達していることを証する書面

附　則

この省令は、野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。ただし、第一条中野菜生産出荷安定法施行規則第十条の改正規定は、公布の日から施行する。